

引っ越し時の届け出

手稲区役所 ☎681-2400

引っ越しの際には、下表を参考に区役所などへ届け出てください(このほかの手続きが必要な場合もあります)。ご不明な点は担当課へ電話でご確認のうえ、ご来庁ください。

(表内の○数字は手稲区役所の窓口番号、★印は手稲区役所での手続き、*印は届出に必要なものです)

		手稲区→市外	手稲区→市内の他区	手稲区内	窓口	担当
住所変更	★ 転出届を提出 →転出証明書を発行します。転出先の市町村へ提出してください。	転出先の区役所に転入届を提出(転出後14日以内)	★ 転居届を提出(転居後14日以内)	1階⑨⑩	戸籍住民課	
	新住所の番号(○番○号)・番地(○番地)、アパート・マンションの名称・部屋番号を確認の上、届け出てください。*本人確認できる書類(運転免許証・健康保険証など)					
印鑑登録	★ 印鑑登録証(カード)の返還(印鑑登録は廃止になります) *印鑑登録証	住所変更の手続きをすることで自動的に住所が変更され、引き続き印鑑登録証(カード)を使用できます。新たに印鑑登録をする方の手続きについては、お問い合わせください。				
転校(小・中学校)	転出先の市町村へ在学証明書(現在の学校で発行)を提出してください。 *在学証明書	転出先の区役所で、転入届の手続き時に在学証明書(現在の学校で発行)を提示→入校票を発行します。新しい学校へ提出してください。 *在学証明書	★ 転居届手続時に在学証明書(現在の学校で発行)を提示→入校票を発行します。新しい学校へ提出してください。 *在学証明書			
国民健康保険	★ 脱退手続き(転出前) *国民健康保険証	転出先の区役所で住所変更の手続き(転出後14日以内) *国民健康保険証	★ 住所変更の手続き(転居後14日以内) *国民健康保険証	2階②	保険年金課	
介護保険	★ 被保険者証の返還。要介護認定を受けている方及び認定申請中の方は、受給者資格証明書の交付を受けてください。 *被保険者証	転出先の区役所で住所変更の手続きをし、被保険者証を差し替えてください。 *被保険者証	★ 住所変更の手続きをし、被保険者証を差し替えてください。 *被保険者証			
国民年金	加入者 受給者	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更されます。 *第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先で住所変更の手続きをしてください。		2階③		
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	★ 転出の手続き →転出先の市町村で住所変更の手続きをしてください。 *印鑑	転出先の区役所で住所変更の手続き *身体障害者手帳・療育手帳・印鑑	★ 住所変更の手続き *身体障害者手帳・療育手帳・印鑑	1階①	保健福祉サービス課	
敬老パス 敬老手帳	★ 敬老パス・敬老手帳の返還 *敬老パス・敬老手帳	敬老パスは、そのまま使用できます。敬老手帳は、新住所を記入してください。		1階②		
身体障害者手帳	★ 福祉乗車証・福祉タクシー利用券・自動車燃料助成券・福祉定期券利用証明書・福祉割引ウィズユーカードの返還→転出先の市町村で住所変更の手続きをしてください。	転出先の区役所で住所変更の手続き *身体障害者手帳・印鑑	★ 住所変更の手続き *身体障害者手帳・印鑑	1階①②		
療育手帳		転出先の区役所で住所変更の手続き *療育手帳・印鑑	★ 住所変更の手続き *療育手帳・印鑑			
児童手当	★ 消滅の手続き →転出先の市町村で新たに申請してください。 *印鑑	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更されます。				
児童扶養手当 特別児童扶養手当	★ 住所変更の手続き *手当証書・印鑑	転出先の区役所で住所変更の手続き *手当証書・印鑑	★ 住所変更の手続き *手当証書・印鑑	1階⑥		
医療助成	★ 受給者証の返還 *本市または平成15年1月1日現在居住の市町村で発行する所得証明書	転出先の区役所で住所変更の手続き *受給者証	★ 住所変更の手続き *受給者証			
固定資産税	市内に固定資産を所有している方は、資産の所在する区役所に住所変更の連絡(電話・手紙での連絡も可)			2階⑤	課税課	
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	★ 廃車届を提出 *印鑑・ナンバープレート・運転免許証・標識公付証明書	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更されます。				

広告欄